



Tax watch update

Issue No 6

2010年7月

はじめに	2
個人所得税	2
法人所得税	2
付加価値税	3
関税	5
その他	5



はじめに

Tax watch update の過去号と同様に、ご参考のためにベトナムの税規則に関する最近のいくつかの変更点を以下に記しました。こうした変更点やその影響あるいは事業機会についてご検討後、お問い合わせ等がございましたら、いつでも弊社までご相談ください。

個人所得税

2010年初に支給した2009年度のボーナスに関する個人所得税の控除

2010年2月8日付け Official Letter 451/TCT-TNCN によると、2009年度のボーナスを一括で2010年第一四半期に支給する場合、2009年の前半期の勤務月数に相当するボーナスは免税され、残りボーナスは2010年度の課税所得として計上され、個人所得税の申告及び控除の対象となります。

但し、税務総局の2010年5月27日付け Official Letter 1796 によると、2010年度の個人の総所得が課税最低所得以下の場合、暫定的に個人所得税の控除を遂行する必要がありませんが。この場合、企業は所轄税務当局に誓約し、この事に関する責任を負わなければなりません。

個人所得税源泉徴収証明書の印刷要件

Tax watch update 2010年 Issue No.2 でも取り上げたように、財政省は2010年3月18日に Circular 37/2010/ TT-BTC を発行し、コンピュータ生成の個人所得税源泉徴収証明書の発行、使用、及び管理に関するガイドラインを公表しました。税務総局は2010年6月8日付け Official Letter 1980/TCT-TNCN にて Circular 37 に規定する要件を、更に詳細なガイドラインを公表しました。従って、個人所得税源泉徴収証明書を社内で印刷するために、企業は以下の追加要件を満たさなければなりません。

- (i) ソフトウェアから印刷された証明書のデータは自動的に印刷一覧表に入力されること。
- (ii) ソフトウェアは会計ソフトに接続されること。
- (iii) ソフトウェアは保護され、アクセス権の有るユーザーが制限され、アクセス権の有るユーザーは入力した情報及び管理ソフトウェアの開拓について法律上のすべての責任を負うこと。

法人所得税

2009年法人所得税の確定申告に関する新たなガイダンス

2010年6月11日付け Tax update でも取り上げたように、財政省は2009年の法人所得税に関する不明瞭な課税措置を更に補足する2010年6月7日付け Official Letter 7250/BTC-TCT (0L7250) を発行しました。この 0L

は銀行預金の利子所得、資金貸付金の利子所得、為替レート差額の所得、資産売却の収入、スクラップ・廃棄物の販売収入の算定及び諸事業活動の利益と損失金の相殺に関する規定をガイドラインしました。その他に、OL 7250は欠損金の繰越控除、外国人従業員子女の授業料、失業支援基金などを定めます。OL 7250の特筆すべき重要な点を以下に記しました。

- ▶ 法人所得税を算定するために、事業活動の売上から直接に発生した為替レート差額は事業活動の売上に計上されます。この場合、売上発生に関する実施した全て為替レート差額はこの規定を適用することができ、該当法人所得税の優遇措置の授受も可能となります。（企業が税制上の優遇措置の授受が可能な期間である場合）。
- ▶ さらに、OL7250 は 2009 年の法人税上優遇措置を授受する、しない諸事業活動の損益を相殺しなければならないと規定しています。しかし、OL7250 は法人税上優遇措置を授受する、しない諸事業活動の利益を相殺することは前課税年度の欠損金を繰越控除する前或いは後に行われるかの点を明記していません。この点に関しては、将来号の中で最新情報をお届けします。

OL7250 に準じて法人所得税を確定申告がされない場合、「Circular 60/2007/TT-BTC に基づいて法人所得税の申告書を補充しなければならない」と税務総局は 2010 年 6 月 14 日付け Official Letter 2056 にて、事業者に指示をしました。

四輪車・二輪車の販売事業に対する税の賦課

財政省は 2010 年 5 月 20 日から有効となった 2010 年 5 月 7 日付け Circular 71/2010/TT-BTC を発行しました。従って、四輪車・二輪車販売事業者の消費者に発行したインボイスの価格が市場の通常取引価格より低いことが発覚した場合、税務当局は該当事業に対する付加価値税、法人所得税、個人所得税を算定するために、相場をベースにして四輪車・二輪車の販売価格を査定します。

毎月、四輪車・二輪車販売事業者は販売台数表及び付加価値税申告書を税務当局に提出しなければなりません。この販売台数表には車種、単位、販売台数、消費者に販売した台数及び代理店に出荷した台数、付加価値税込み価格などの項目を明確に列挙します。

Circular 71 によると、価格査定は以下の場合に適用されません。

- ▶ 販売価格が相場の開示価格と同様か 5%低い。
- ▶ 販売価格が、国内製造事業者により全国或いは地域別の価格に統一され、税務当局に通知がされている。
- ▶ 委託価格で販売しコミッションを得る代理店。
- ▶ 中古四輪車・二輪車の販売。

付加価値税

輸出加工企業へ提供する役務の付加価値税

財政省は 2007 年-2008 年に段階的に適用する Circular 32/2007/TT-BTC 及び Circular 30/2008/TT-BTC に基づく輸出加工企業へ提供する役務の付加価値税に関する 2009 年 4 月 8 日付け Official Letter 1276/TCT-CS 及び 2009 年 9 月 10 日付け Official Letter CV 3686/TCT-CS を参照した 2010 年 6 月 8 日付け Official Letter 1982/TCT-CS を発行しました。従って、建物、土地、会場、ホテル、倉庫のリース及び労働者用建物の建設、労働者の運輸サービスなど輸出加工企業へ提供される役務が輸出加工企業以外で供与されている場合、付加価値税率の 0%を適用はできません。上記の役務を提供した国内事業者が付加価値税率の 0%を適用した場合、再調整しなければならないが、納付遅延においては処罰されません。

輸入品の付加価値税の納税期間延長

財政省は国内での製造が不可能で、輸入せざるを得ない固定資産を形成するための技術ラインの特殊設備・機械・運搬手段及び建設資材に対する付加価値税の納付期間延長手続き及び還付手続きについてのガイドラインである Circular 92/2010/TT-BTC を 2010 年 6 月 17 日に発行しました。従って、事業者は輸入付加価値税の納付期間を通常納付期間より 60 日間延長されます。但し、この延長は最初に港に到着した 2000 億ドン以下の輸入貨物ロットから適用されます。

その他に、貨物通関手続きは税関当局が現物を検査した後に直ちに遂行されます。上記の納付期間延長及び貨物通関は企業の関税支払状況に頼らない為、信用組織の保証の必要がありません。



Circular 92 は署名日より発効し、財政省の 2009 年 10 月 23 日付け Circular 205/2009/TT-BTC に取って代わります。Circular 205 を根拠にして作成した還付手続きを Circular 92 の有効日以前に提出をしていて、まだ税金還付されていない場合は、Circular 92 に基づいて還付されます。

実際に輸出する貨物の仮払付加価値税の還付ガイダンス

2010 年 6 月 17 日に、財政省は輸出貨物の付加価値税の還付のガイドラインである Circular 94/2010/TT-BTC を発行しました。この Circular によると、財政省は銀行経由の支払書類がない場合の、実際に輸出した貨物の付加価値税を臨時的な還付することを許可しました。輸出向け貨物を生産・販売組織は輸出契約に基づいて実際に貨物を輸出し、外国側によって銀行経由で支払われていない場合は、本 Circular の臨時的な還付の対象となります。但し、規定に従って、還付以前に貨物を検査しなければならない場合を除きます。

銀行経由の支払書類がない場合に、実際に輸出した貨物の臨時的に還付される付加価値税額は納税者が申請した還付手続きの仮払付加価値税額の 90%に相当します。輸出契約に明記する後払い、或いは割払い方法を適用する輸出貨物は支払期限に至らない、銀行経由の支払書類がない、又は外国側が支払った或いは前渡金を支払った場合、納税者は仮払付加価値税の全額が還付されます。

納税者が実際に貨物を輸出し、外国側は輸出契約に基づいて実際に輸出した貨物の一部価値を銀行経由で支払った場合、輸出貨物の仮払付加価値税を臨時的に還付する手続きの申請を行えば、銀行経由の支払書類がある一部輸出貨物は付加価値税の全額を還付されます；輸出契約の支払期限に至らないで、銀行経由の支払書類がない、残り分は付加価値税額の 90%を還付され、支払期限に至って、銀行経由の支払書類を十分に提出することが可能な場合であれば、残り付加価値税の 10%も還付されます。

その他に、Circular 94 は委託輸出、貨物輸出手続の完了後に販売価格の調整、輸出貨物が物理と化学性質で運輸中に自然重量、体積の増加/減少などの場合に関する付加価値税の還付のガイドラインを示し、手続き及び納税者への還付期間の規定を示しています。

Circular は署名日の 45 日後より発効し、政府の 2008 年 12 月 11 日付け議決 30/2008/NQ-CP による付加価値税還付手続きをガイドラインする財政省の 2009 年 1 月 13 日付け Circular 04/2009/TT-BTC に取って代わります。

関税

輸出加工企業用通関手続き及び還付手続きの簡素化

BTC 財政省は同じ輸出加工区に位置する輸出加工企業間、輸出加工企業と国内企業との商品取引の通関手続き及び税金還付手続きを Circular 79/2009/TT-BTC より簡素化する 2010 年 6 月 18 日付け Official Letter 7957 を発行しました。従って、輸出企業は国内から商品を購入する場合、輸出申告撤回申請するために、国内事業者が作成した輸出申告書のコピー版（国内事業者の確認がある）を使用することが可能となり、輸入申告書を作成する必要がなくなりました。

輸出加工企業が国内での修理依頼をする商品に対する手続きは、修理依頼期間が 30 日間以内の場合、申告書を作成する必要はありません。

自動輸入許可書の発行規則

2010 年 5 月 28 日に、財政省は一部の商品に対する自動輸入許可書の発行規則を適用することに関する Circular 24/2010/TT-BCT を発行しました。従って、自動輸入許可書は財政省によって、商品ロット別に輸入登記書を確認する形で商人に発行されます。

Circular 24 は 2010 年 7 月 12 日から有効となり、財政省が 2008 年 12 月 12 日に発行した Circular 17/2008/TT-BCT に取って代わります。

免税輸出入品一覧表の登記

免税輸出入品一覧表の登記に関する不明瞭な規則を明確にする 2010 年 6 月 16 日付け Official Letter 7645/BTC-TCHQ を発行されました。本 Official Letter は税関当局に登録した免税輸出入品一覧表に記載する品名、種類、モデルの変更についてもガイドラインが示されています。

韓国からの一部輸入品の輸入関税減税

財政省が 2010 年 5 月 18 日に発行した 2010 年-2011 年段階の ASEAN-韓国自由貿易地域を実施するための特別優遇輸入関税率一覧の発行に関する Circular 77/2010/TT-BTC に従って、韓国からベトナムへ輸入する羊肉、水牛肉、牛肉、豚肉など輸入品の関税率は 7-10% に減税されます。ミルク製品は 10-15% 税率、魚・果物など他の商品は 15-20% 税率が適用されます。

優遇税率を適用するために、輸入品はブルネイ、カンボジア、ラオス、インドネシア、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイおよび韓国の ASEAN 9 加盟国から直接にベトナムに輸入されなければなりません。

Circular 77 は 2010 年 7 月 3 日から有効となります。2009 年-2011 年段階の ASEAN-韓国自由貿易地域を実施するためのベトナムの特別優遇輸入関税率一覧の発行に関する財政省の 2008 年 12 月 1 日付け Decision 112/2008/QD-BTC に取って代わります。

その他

社会保険制度の解決手続き・手順に関する規則

2010 年 5 月 17 日に、ベトナム社会保険事務所は社会保険法に規定する強制社会保険加入の労働者、労働使用者及び任意社会保険加入者並びに強制社会保険加入社の親戚、任意社会保険加入者の親戚に対する社会保険制度を解決する手続き・手順に関する Decision 777/QD-BHXH を発行しました。

この Decision は 2010 年 7 月 1 日から有効となり、以前に発行した Decision、Official Letter に取って代わります。

利益の海外送金をガイドラインするCircular（草案）

利益の海外送金に関する現行Circular 124/2004/TT-BTCによると、外国投資家は法人所得税法に基づいて法人所得税を納付した後に、ベトナムに於ける投資からの利益を定期的に（四半期或いは半年）海外に送金することができます。

しかし、利益の海外送金をガイドラインするCircular草案によると、外国投資家は年末或いは投資活動終了時のみに送金が可能となります。なお、利益の送金手続きは簡素化され、税務当局よりの納税額の証明書を提出する必要がなくなります。



略称一覧

CIT	法人所得税	MoC	建設省	PIT	個人所得税
DTA	二重課税防止協定	MoF	財務省	SBV	ベトナム中央銀行
EPE	輸出加工企業	MoIT	工業貿易省	SI	社会保険
FC	外国契約者	MoLISA	労働傷病兵社会福祉省	SSC	国家証券委員会
FCT	外国契約者源泉税	OL	Official Letter	SST	特別売上税
FIE	外国投資企業			VAT	付加価値税
GDT	税務局	NRT	天然資源税	VAS	ベトナム会計システム
GDC	税関局				

お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ナム・グエン Nam.Nguyen@vn.ey.com	パートナー
フーン・ヴー Huong.Vu@vn.ey.com	パートナー
カルロ・ナバロ Carlo.Navarro@vn.ey.com	パートナー
ジェフ・シー Jeff.Sea@vn.ey.com	ディレクター
セーラ・ジャップ Sarah.Jubb@vn.ey.com	ディレクター
タイン・チュン・グエン Thanh.Trung.Nguyen@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ニャン・フイン Nhan.Huynh@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ロネル・アセロン Ronelle.Aceron@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ティー・アイン・フイン Thy.Anh.Huynh@vn.ey.com	シニア・マネージャー
チャン・ファム Trang.Pham@vn.ey.com	シニア・マネージャー
テー・ジャー・トラン The.Gia.Tran@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ホアン・ヴー・ファン Hoang.Vu.Phan@vn.ey.com	シニア・マネージャー
トウアン・ディン・ファム Tuan.Dinh.Pham@vn.ey.com	シニア・マネージャー

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、取引、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している14万4,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2010 Ernst & Young Vietnam Limited.
All Rights Reserved.
FEA no. 16000049

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図しています。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

www.ey.com/vn